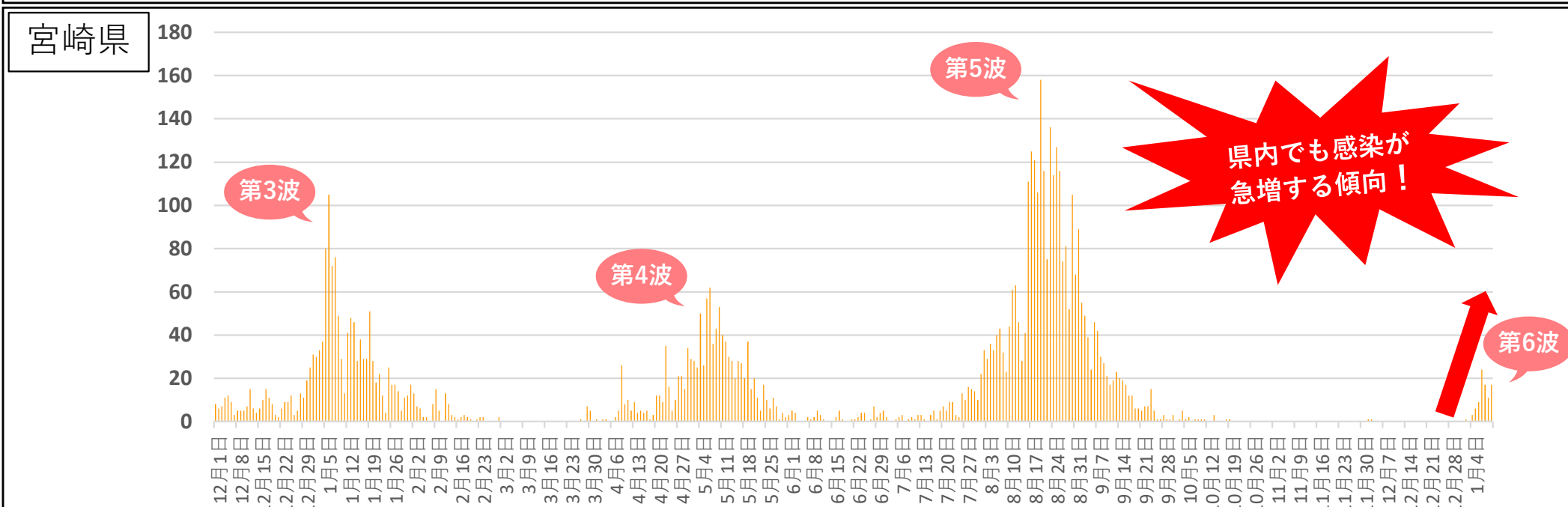
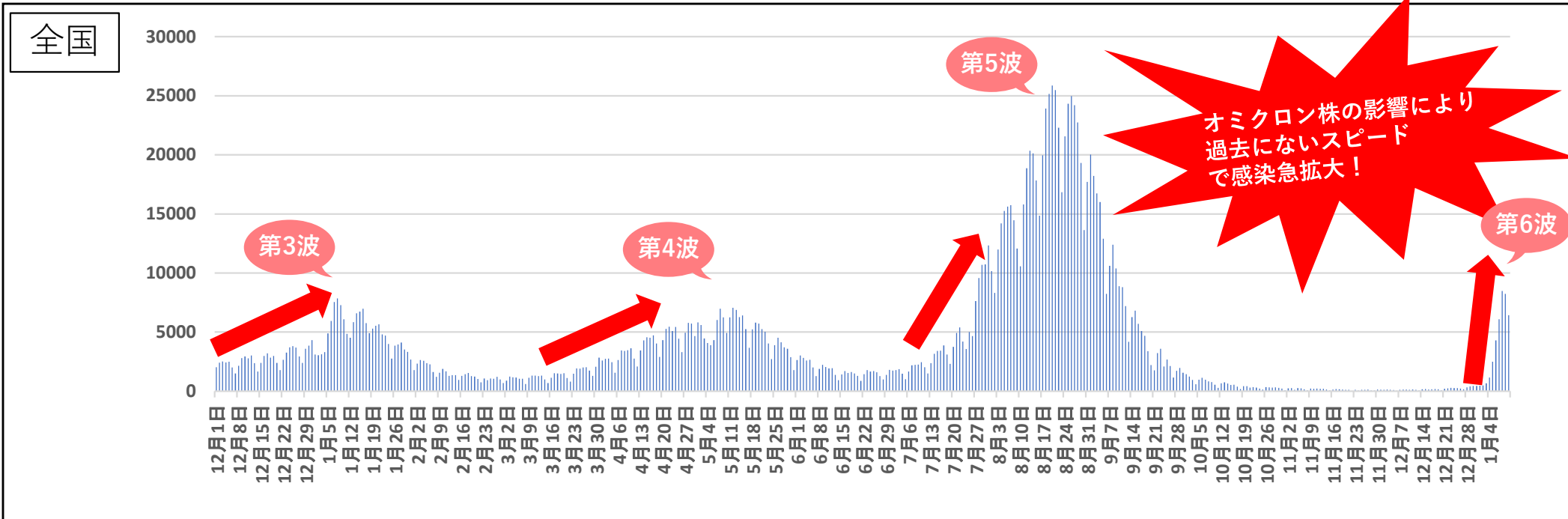


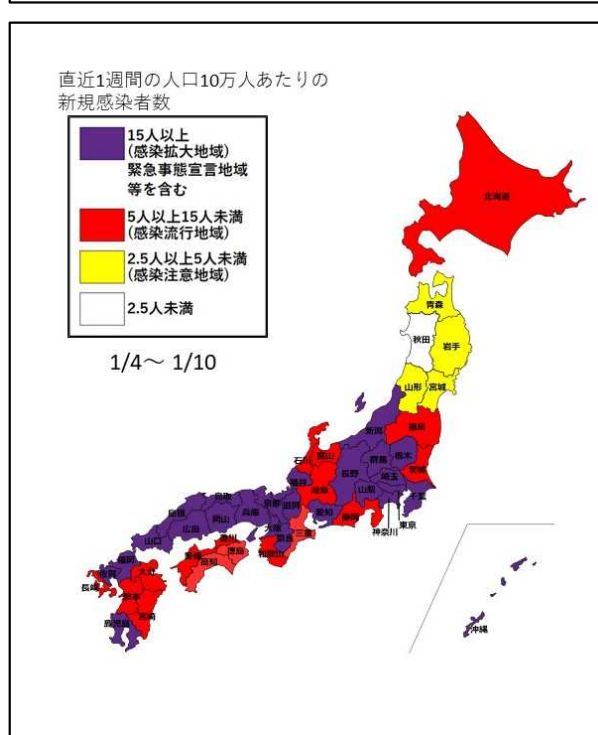
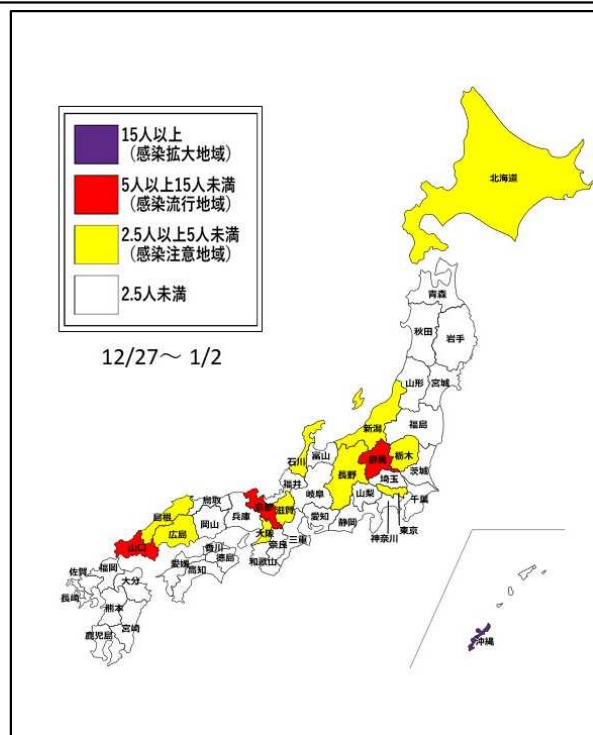
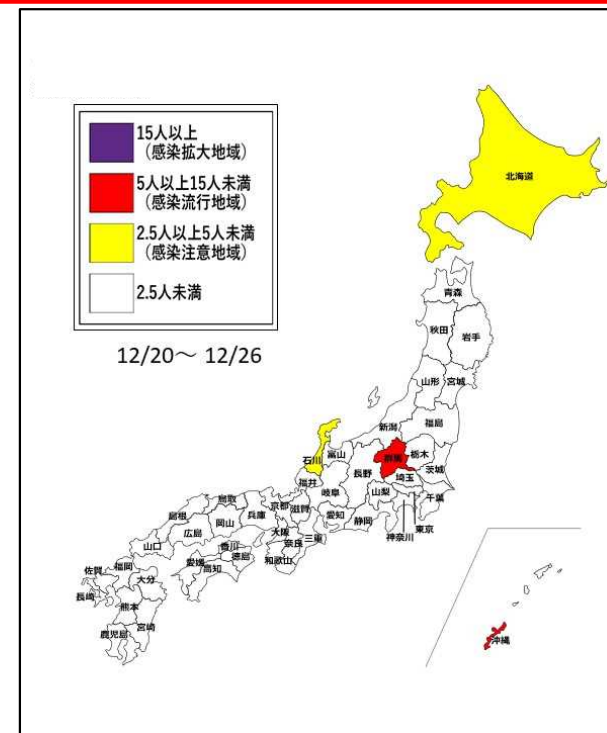
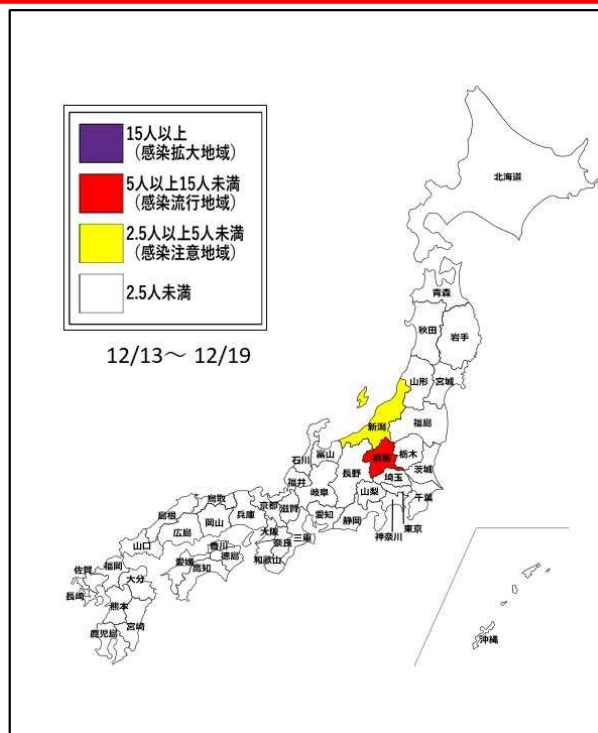
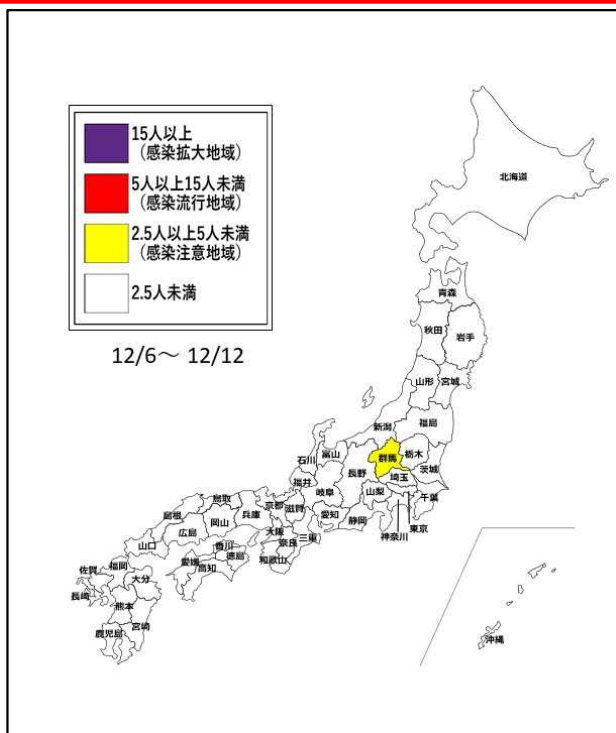
令和4年1月11日

知事会見

全国と県内の感染状況

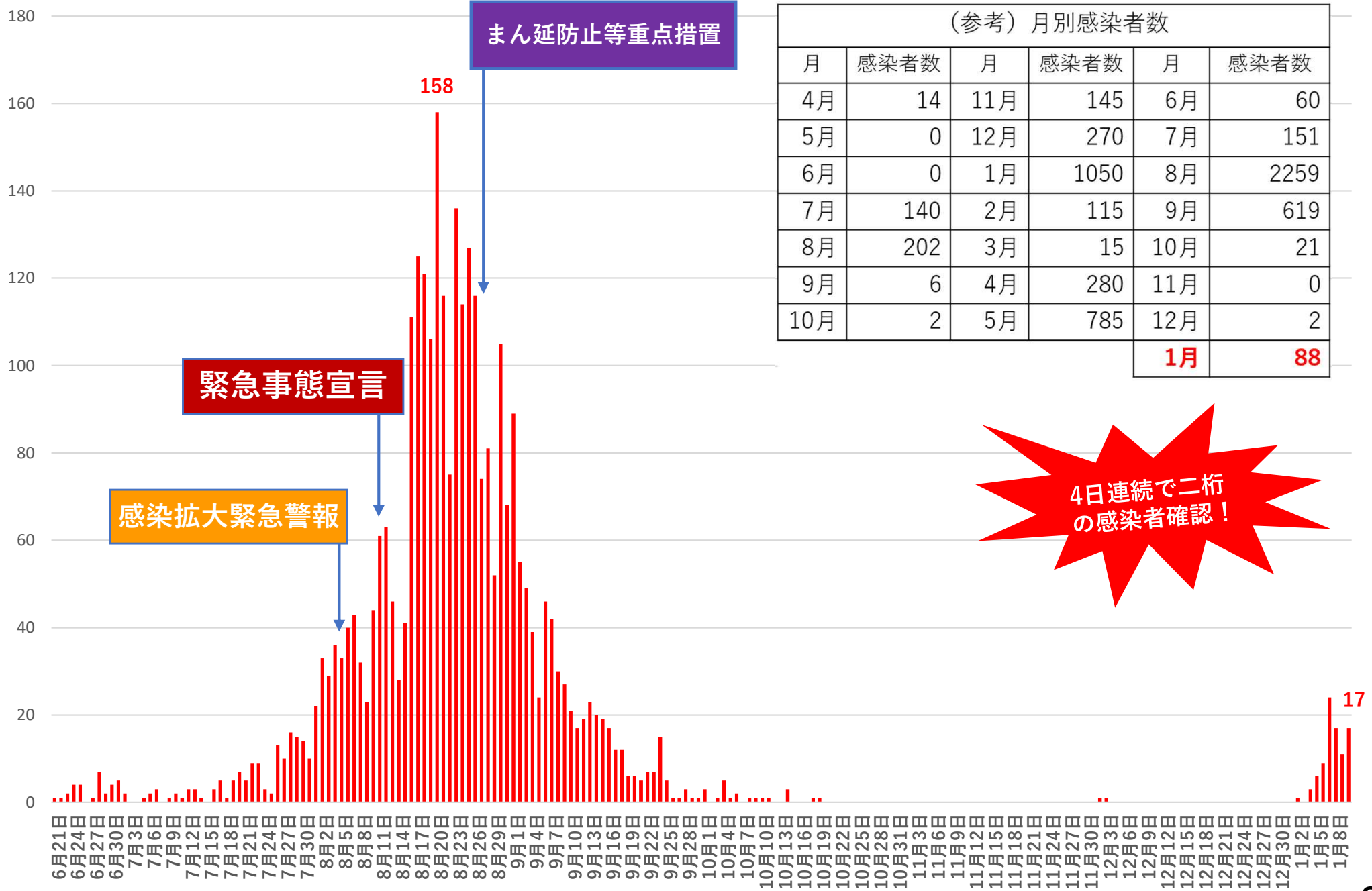


全国の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数



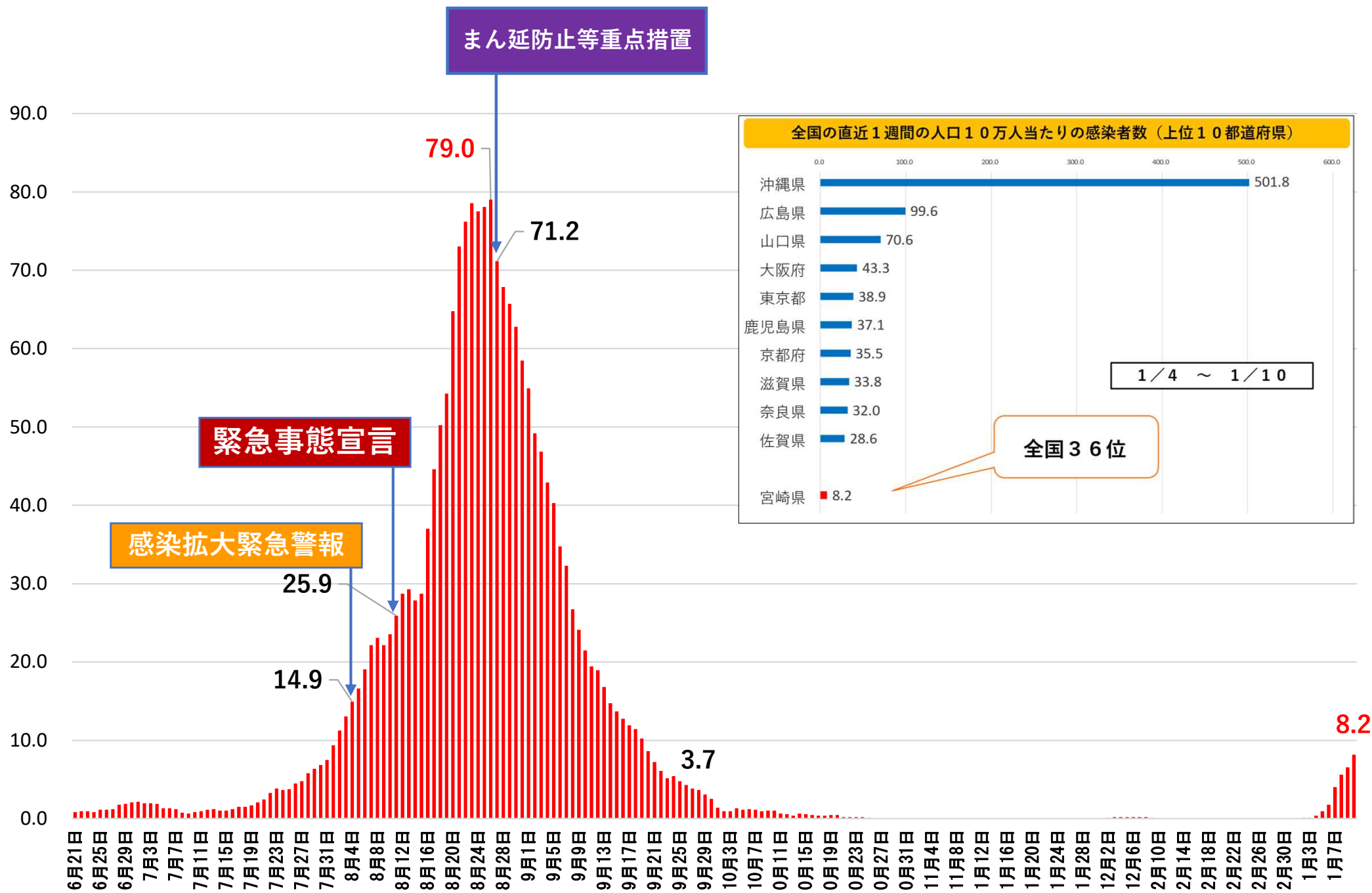
**年明け以降
全国的に感染が
急速に拡大**

本県の1日当たりの新規感染者数



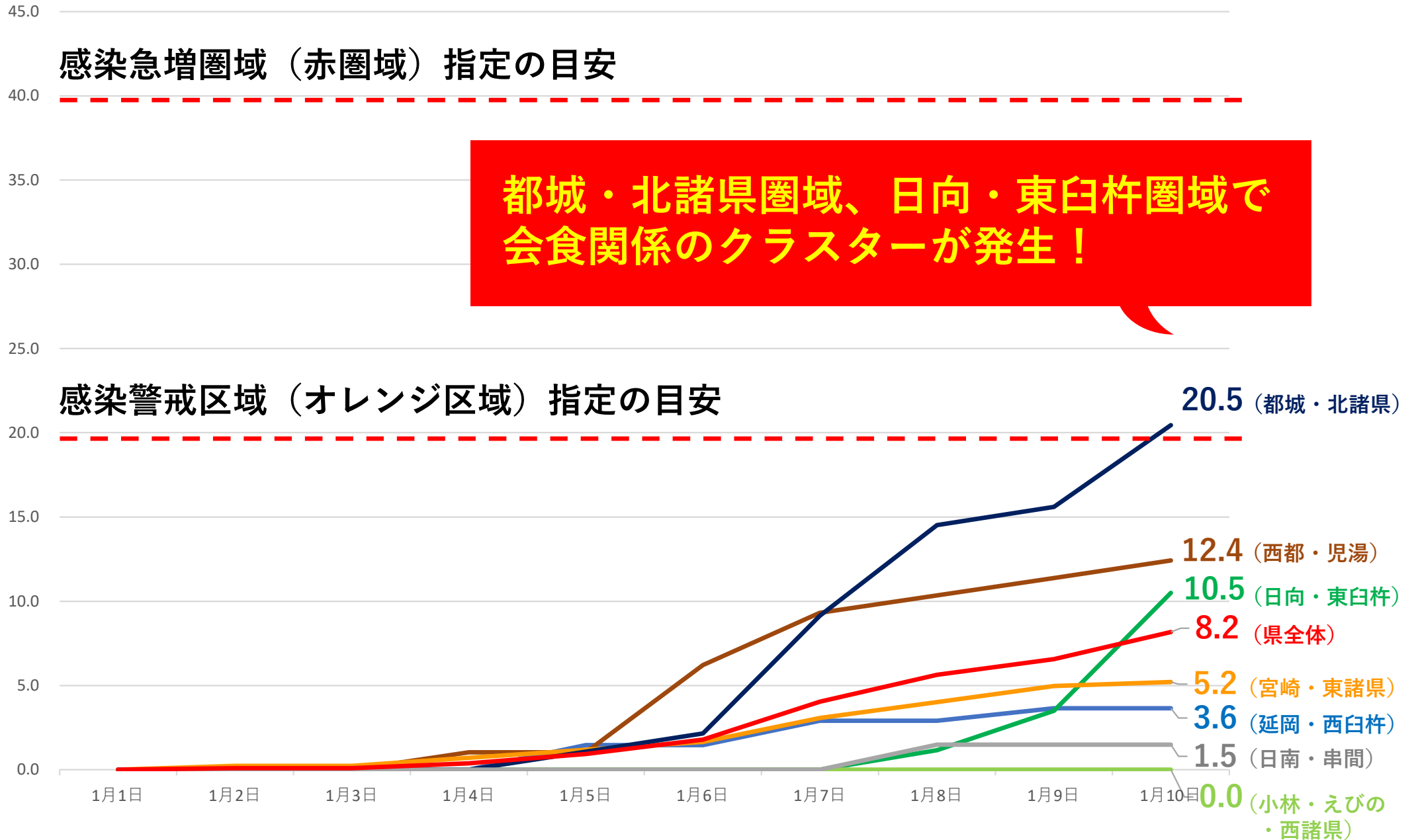
(参考) 月別感染者数					
月	感染者数	月	感染者数	月	感染者数
4月	14	11月	145	6月	60
5月	0	12月	270	7月	151
6月	0	1月	1050	8月	2259
7月	140	2月	115	9月	619
8月	202	3月	15	10月	21
9月	6	4月	280	11月	0
10月	2	5月	785	12月	2
				1月	88

本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数



各圏域の感染状況

(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数の推移)



関係指標の状況

指 標		現状値	備 考
医療提供体制等の負荷	①病床の ひっ迫具合 (現時点での確保病床数の占有率等)	病床全体	9.1% ・ 1月10日時点 ・ 現時点での確保病床数 265床
		うち重症者用病床	0.0% ・ 1月10日時点 ・ 現時点での確保病床数 15床
		入院者数 (※)	24人 ・ 1月10日時点
	②療養者数 (直近1週間の人口10万人当たりの療養者数)	8.2人	・ 1月10日時点 ・ 療養者数：入院者、宿泊・施設療養者、自宅療養者、入院・療養調整中の方を合わせた数
感染の状況	③PCR等陽性率	0.7%	12月30日から1月5日まで ・ (医療機関での検査分を含む) ・ 陽性者数／PCR等検査件数
	④新規報告数 (直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)	8.2人	・ 1月4日から1月10日まで
	⑤感染経路不明割合	0.0%	・ 12月25日から12月31日まで

※ 「感染拡大緊急警報」の発令目安：入院者数35人程度

※ 「緊急事態宣言」の発令目安：入院者数70人程度

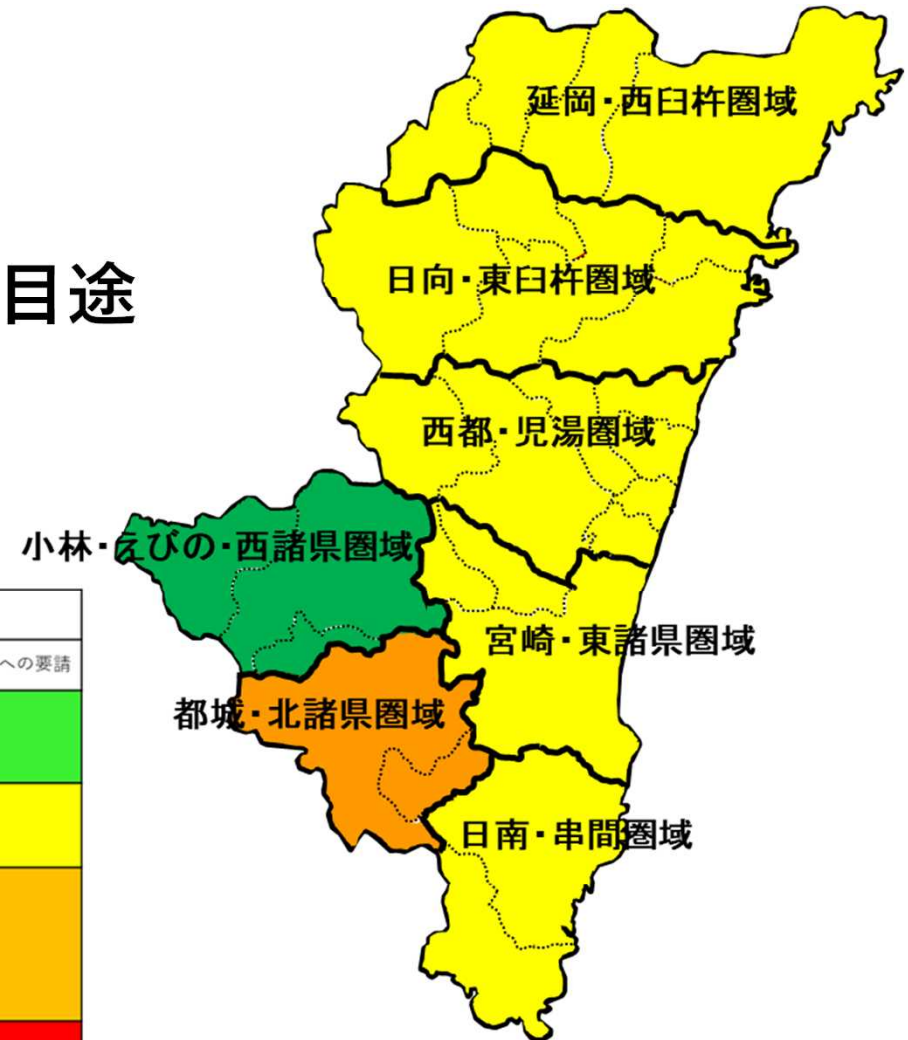
感染警戒区域（オレンジ区域）の指定について

■ 都城市、三股町を 感染警戒区域（オレンジ区域）に指定

【指定期間】

1月11日（火）～1月31日（月）を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
	感染警戒区域（※1） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある（※3）	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用
赤	感染急増圏域（※2） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある（※4）	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、原則、外出自粛）	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用

1月11日時点

行動要請について

【対象地域】 都城市、三股町

【要請期間】 1月11日（火）～1月31日（月）

【要請内容】

①混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛

②会食は一卓4人以下（※）、2時間以内 ※「ワクチン・検査パッケージ」適用による人数制限緩和は実施しない

③イベント開催における制限

○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内

・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内 のいずれか大きい方

※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提）

④高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限
（ガラス越しやオンラインでの面会を）

⑤次の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と

高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者

県民の皆さまへのお願い

■基本的な感染防止対策の徹底を！

- ・ 3つの密（密集、密接、密閉）を避けましょう
- ・ マスクを適切に着用しましょう（できるだけ不織布マスクの着用を）
- ・ こまめな換気や手洗い、手指消毒を行いましょ
- ・ 少しでも体調に異変がある場合は、出勤や外出を控えて、すぐに身近な医療機関を受診してください

■会食は「みやざきモデル」の徹底を！

- ・ 感染リスクが高まるような大人数、長時間を控えてください
- ・ 感染防止対策の認証を受けたひなた飲食店認証店を利用しましょう

■高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食はできるだけ身近な人と！

■高齢者施設・障がい者施設の面会は、感染対策を徹底の上、人数を最小限で！

受診や相談する医療機関に迷う場合は

宮崎県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター
TEL：0985-78-5670（24時間対応）

県外との往来・県外からの来県について

■県外との不要不急の往来自粛対象地域（毎日更新）

東京都、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県

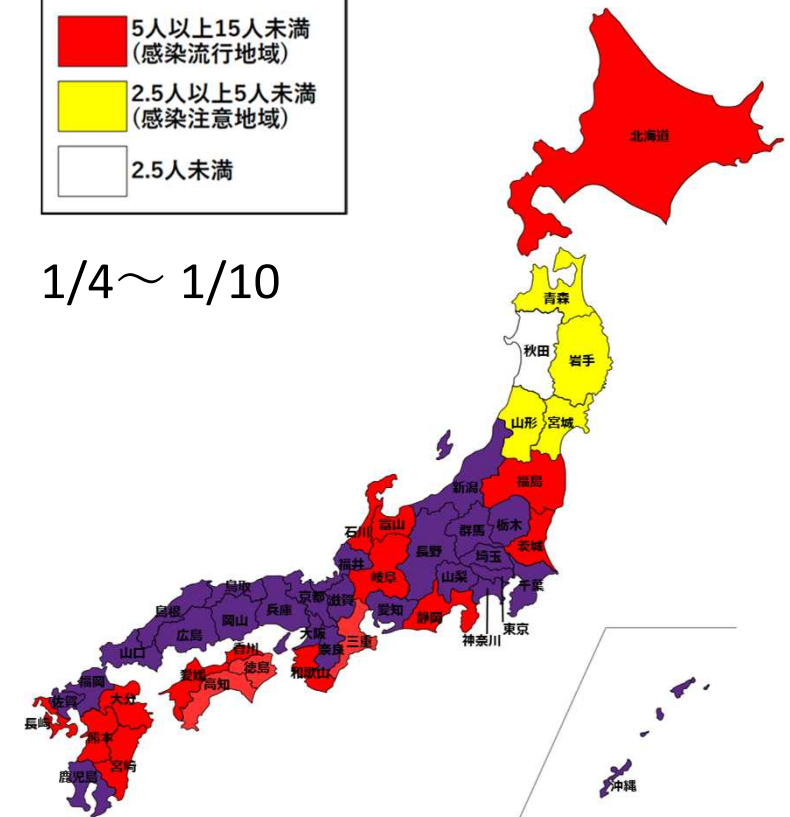
対象地域	要請内容
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置区域 ・まん延防止等重点措置区域 ・感染拡大地域 (直近1週間の人口10万人あたり新規感染者15人以上) 	<p>不要不急の往来自粛</p> <p>※ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外</p>

- 仕事等でやむを得ず往来される場合は、感染防止対策を徹底していただくとともに、訪問先での会食については、厳重な注意をお願いします。
- ワクチン接種済みの方も含め、帰県の際には、PCR検査を積極的に利用してください。

直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数



1/4～1/10



■県外からの不要不急の来県自粛対象地域

広島県、山口県、沖縄県

※ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外

※国の「緊急事態宣言」の発令及び「まん延防止等重点措置」の適用があった地域が対象

要請期間（重点措置実施期間）	対象地域（重点措置実施区域）
令和4年1月9日～令和4年1月31日	広島県、山口県、沖縄県

新型コロナウイルスワクチン追加接種前倒しのスケジュールについて

追加接種については、2回目接種完了後8か月以上の間隔を開けて、接種することを原則とするが、医療の逼迫を抑えるため、**医療従事者等、高齢者施設等の重症化リスクの高い集団（高齢者施設等の入所者及び従事者など）を優先対象として接種間隔を2か月前倒しすることを可能とし、その他の高齢者も2月以降から1か月前倒しすることが可能となった。**なお、高齢者施設等の利用者等の追加接種が一定程度完了した場合は、高齢者に対しては1月から前倒し接種が可能とされた。

追加接種のタイミング		R3.12月	R4.1月	R4.2月	R4.3月	R4.4月	
対象者（人）	医療従事者（約6万人）	（2か月前倒し中） 8か月間隔での接種					
	高齢者（約32万人）						
	— 高齢者施設等利用者（約4.5万人）		2か月前倒し可	8か月間隔での接種			
	— その他			1か月前倒し可	8か月間隔での接種		
	— 一般（約46万人）						
	— 高齢者施設等従事者（約4万人）		2か月前倒し可	8か月間隔での接種			
— その他					8か月間隔での接種		

県主催の大規模集団接種（追加接種）の実施（予定）

○宮崎県ワクチン追加接種センターの設置

追加接種（3回目接種）の前倒しに対応できるように、県として大規模接種会場を開設

1 実施日時

- ・実施期間：1月22日（土）から3月27日（日）までの土日（延べ20日）
- ・運営時間：午前9時から午後5時まで

2 会場

県庁職員健康プラザ（宮崎市）

※1月22日（土）、23日（日）は県庁防災庁舎1階

3 接種対象者

- ・宮崎県在住で追加接種用の接種券をお持ちの満18歳以上の方

※2回目接種完了から所定の接種間隔の経過が必要

- ・延べ18,000名程度（1月は500名／日程度、2月以降は1,000名／日程度）

4 ワクチンの種類

武田／モデルナ社製ワクチン

5 予約方法

原則、県ホームページ内専用予約サイトにて受付

ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの停止基準

- ①感染状況が感染警戒区域（オレンジ区域）・感染急増圏域（赤圏域）になった場合は、当該区域・当該圏域発着のキャンペーンを停止します。
- ②県の警報段階が、感染拡大緊急警報以上となった場合は、県全域でのキャンペーンを停止します。
- ③隣県が感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上）となった場合は、当該隣県在住者へのキャンペーンを停止します。
- ④このほか、隣県や全国の感染状況等を踏まえ総合的に判断し、キャンペーンを停止します。

ジモ・ミヤ・タビ キャンペーンについて

○都城市・三股町をオレンジ区域に指定したことから、当該地域在住者の旅行・宿泊、当該地域を目的地とした旅行・宿泊について、既予約分も含め
キャンペーン適用を停止します。

※割引やクーポン付与の対象外となります。

ジモ・ミヤ・タビ キャンペーンについて

【キャンペーン停止期間】

1月11日（火）から

1月31日（月）まで

※利用者への周知が必要なことから、
1月15日（土）までは、既予約分の
みキャンペーン適用可。

ジモ・ミヤ・タビ キャンペーンについて

感染拡大防止のため、
御理解と御協力を
お願いいたします。

第6波の〈感染急拡大〉を防ぐ

瀬戸際！

オミクロン株のリスクに嚴重に警戒し、
マスクの着用や、こまめな手洗い、
3つの密の回避など、
感染防止対策のより一層の徹底を！